

【ドイツ】コロナパンデミック第2波中の関連法制定—国勢調査延期、各種所得補償の延長・拡充、医療看護介護関連等—

専門調査員 海外立法情報調査室主任 泉 眞樹子

* ドイツではコロナパンデミック第2波による各種制限措置が延長される中、2020年12月に、国勢調査の延期、操業短縮手当、求職者基礎保障、森林保全、公務員・軍人への一時金支給、所得補償の拡充、医療看護介護関係の支援策等に関する立法が行われた。

1 2021年の国勢調査を2022年に延期する法律

ドイツでは、2021年5月に国勢調査の実施が予定されており、前年の2020年から一部の準備を行うこととなっていた¹。コロナ禍により行政の業務遂行が制限された上、連邦及び州の統計局でもかなりの数の職員を保健所支援等の他の業務に充てざるを得なくなり、準備を進めることができなかつたため、国勢調査を2022年へ延期する法律²が2020年12月9日に公布され、翌10日に施行された。パンデミックの継続等、やむを得ない理由がある場合には、連邦政府が連邦参議院の同意を得て、再度延期することも認められた³。

2 コロナパンデミック雇用保障法—操業短縮手当の特例措置延長—

操業短縮（短時間労働）手当の受給資格を緩和した時限的な特例措置⁴により、コロナ禍による雇用への悪影響をある程度抑制できたものの、連邦政府は、元の水準に戻るのは2022年と試算しており、2020年12月31日を期限とする特例措置は、2021年になっても必要とされる⁵。

また、コロナ禍よりも前から、気候保護、持続可能性、脱炭素化、デジタル化等により職業世界は変動しており、被用者に求められる資格やスキルは変化していた。したがって、被用者は、操業短縮期間を活用して、資格取得や職業訓練に励むことが求められている。

このため、特例措置の2021年末までの延長等を行うコロナパンデミック雇用保障法⁶が2020

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年1月8日である。

¹ 2021年国勢調査準備法 Gesetz zur Vorbereitung eines registrierten Zensus einschließlich einer Gebäude- und Wohnungszählung 2021 (Zensusvorbereitungsgesetz 2021) vom 3. März 2017 (BGBl. I S. 388); 2021年国勢調査法 Gesetz zur Durchführung des Zensus im Jahr 2021 (Zensusgesetz 2021) vom 26. November 2019 (BGBl. I S. 1851)

² 国勢調査を2022年に延期し、滞在法を改正する法律 Gesetz zur Verschiebung des Zensus in das Jahr 2022 und zur Änderung des Aufenthaltsgesetzes vom 3. Dezember 2020 (BGBl. I S. 2675). 全5か条の条項法、第1条で2021年国勢調査準備法 (BGBl. I 2017 S. 388) を改正し、2022年国勢調査準備法 (Zensusvorbereitungsgesetz 2022) とし、第2条で2021年国勢調査法 (BGBl. I 2019 S. 1851) を改正し、2022年国勢調査法 (Zensusgesetz 2022) とする。

³ 2022年国勢調査法に、新たに第36a条「命令授權」が置かれた。

⁴ Gesetz zur befristeten krisenbedingten Verbesserung der Regelungen für das Kurzarbeitergeld vom 13. März 2020 (BGBl. I S. 493). 操業短縮手当については、次を参照。泉眞樹子「【ドイツ】新型コロナウイルス感染症対策関連法」『外国の立法』No.283-2, 2020.5, pp.4-5. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11488104_po_02830202.pdf?contentNo=1>

⁵ BMAS „Beschäftigungssicherungsgesetz“ <<https://www.bmas.de/DE/Service/Gesetze/beschaeftigungssicherungsgesetz.html>>

⁶ Gesetz zur Beschäftigungssicherung infolge der COVID-19-Pandemie (Beschäftigungssicherungsgesetz - BeschSiG) vom 3. Dezember 2020 (BGBl. I S. 2691). 全7か条の条項法（複数の条 (Artikel) から成り、同時に複数の法律を改正又は制定する法律）。社会法典第3編（雇用促進）の改正（第1条、第2条）、連邦親手当親時間法 (BGBl. I 2015 S. 33) の改正（第3条）、構造変化における職業再訓練の促進及び訓練促進の拡充に関する法律 (BGBl. I 2020 S. 1044) の改正（第4条）、社会保護パッケージ II (Sozialschutz-Paket II vom 20. Mai 2020 (BGBl. I S. 1055); 泉眞樹子「【ドイツ】新型コロナウイルス感染症対策関連法 (その2)」『外国の立法』No.284-1, 2020.7, pp.13-14., p.15. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11512840_po_02840104.pdf?contentNo=1>) の改正（第5条）、海外労働者派遣指令を

年 12 月 9 日に公布され、操業短縮手当の支給延長に関する法律⁷等が改正された。具体的な内容は、次のとおりである。①操業短縮手当の増額規定の延長：50%以上労働時間を短縮して操業短縮手当（遺失利益の 60%、子のいる者は 67%）を受給している者に、4 か月目から同 70%（子のいる者には 77%）、7 か月目から同 80%（同 87%）を支給する規定が、2021 年 3 月 31 日までに操業短縮手当の受給資格が発生した全ての被用者を対象に、同年 12 月 31 日まで延長される。②追加所得に対する暫定的な規制⁸：操業短縮期間中に他の低賃金雇用から得た収入は非課税・保険料算定外とする規定は、同日まで延長する。③職業訓練インセンティブの拡張：休業期間中に職業訓練に参加する場合に、雇用主が負担する社会保険料の半額が償還されるが、これを操業短縮期間中に一定の職業訓練に参加した場合にも適用するように改正する⁹。

3 ハルツ IV（社会法典第 2 編による求職者基礎保障）関連法におけるコロナ関連規定

2021 年からの基準需要¹⁰の額を決定するための法律¹¹によって、次の 2 つの時限的措置が 2021 年 3 月 31 日まで延長される。①求職者基礎保障¹²へのアクセス簡易化の延長¹³：コロナ禍により経済的悪影響を強く受ける個人事業主や文化関係者が、求職者基礎保障へアクセスしやすくするための措置が延長された。②社会サービス事業者投入法¹⁴による支援措置の延長：コロナ禍で介護サービス等(社会サービス)の提供ができなくなった事業者に対する資金援助措置で、社会サービス基盤を維持するための規定である。

4 森林保全及び持続可能な管理のためのコロナ景気パッケージ措置実施法

改正する EU 指令 2018/957 を実施する法律（Gesetz zur Umsetzung der Richtlinie (EU) 2018/957 des Europäischen Parlaments und des Rates vom 28. Juni 2018 zur Änderung der Richtlinie 96/71/EG über die Entsendung von Arbeitnehmern im Rahmen der Erbringung von Dienstleistungen (EntsRLUG k.a.Abk.) vom 10. Juli 2020 (BGBl. I S. 1657)）の改正（第 6 条）、施行日（一部を除き 2021 年 1 月 1 日）の規定（第 7 条）。

⁷ 構造変化における職業再訓練の促進及び訓練促進の拡充に関する法律 Gesetz zur Förderung der beruflichen Weiterbildung im Strukturwandel und zur Weiterentwicklung der Ausbildungsförderung vom 20. Mai 2020 (BGBl. I S. 1044); 泉 同上, p.15. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11512840_po_02840104.pdf?contentNo=1>

⁸ 社会法典第 3 編第 421c 条「操業短縮と関連する暫定的な特別規定」

⁹ 社会法典第 3 編第 106 条「操業短縮期間中の職業再訓練時における償還」

¹⁰ 基準需要（Regelbedarfe）とは、最低生活水準を維持するための額で、子の扶養料や社会扶助等の基準となる。基準需要の算出の手順は、社会法典第 12 編第 28 条により規定される。最低生活水準については、次を参照。齋藤純子「最低生活水準とは何か—ドイツの場合—」『レファレンス』728 号, 2011.9, pp.125-126. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050701_po_072807.pdf?contentNo=1>

¹¹ 基準需要を算出し、社会法典第 12 編及び他の法律を改正する法律 Gesetz zur Ermittlung der Regelbedarfe und zur Änderung des Zwölften Buches Sozialgesetzbuch sowie weiterer Gesetze vom 9 Dezember (BGBl. I S. 2855). 2020 年 12 月 14 日公布。全 11 か条の条項法。一部を除き、2021 年 1 月 1 日施行。「2021 年からの社会法典第 12 編第 28 条の規定による基準需要を決定する法律」の制定（第 1 条）、社会法典第 2 編の改正（第 2 条）、庇護申請者給付法の改正（第 3 条）、社会法典第 12 編の改正（第 4 条）、社会法典第 3 編の改正（第 5 条）、連邦援護法の改正（第 6 条）、住居手当法の改正（第 7 条）、連邦児童手当法の改正（第 8 条）、社会サービス事業者投入法の改正（第 9 条）、滞在法の改正（第 10 条）、施行・廃止の規定（第 11 条）。

¹² 求職者基礎保障制度とは、自身の財産をわずかしか又は全く持たない者であって就労が可能なもの（就労可能な要扶助者（erwerbsfähige hilfebedürftige Personen））に対して、最低生活水準を保障するために必要な給付（失業給付 II）を、税財源で行う制度であり、社会法典第 2 編（求職者のための基礎保障）を根拠法とする。

¹³ 社会法典第 12 編第 67 条「コロナパンデミックに起因する社会保障へのアクセス簡易化手続」の改正が行われ、2021 年 3 月 31 日まで延長された。この条は、社会保護パッケージ I（Sozialschutz-Paket vom 27. März 2020 (BGBl. I S. 575)）で、新たに追加されたものである。社会保護パッケージ I については、泉 前掲注(4), p.5 参照。

¹⁴ 社会サービス事業者投入法（Sozialdienstleister-Einsatzgesetz vom 27. März 2020 (BGBl. I S. 575, 578)）は、社会保護パッケージ I で導入され（2020 年 9 月 30 日までの時限措置）、社会保護パッケージ II で修正された（同年 12 月 31 日まで期限延長）。今回の改正（社会サービス事業者投入法の第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条及び第 7 条改正）により、2021 年 3 月 31 日まで延長されるとともに、法的明確性を増すような条文改正が行われた。

森林保全及び持続可能な管理のためのコロナ景気パッケージ措置実施法¹⁵が、2020年12月16日に公布され、翌17日に施行された¹⁶。全3か条から成る。同法により、再生可能資源専門機関(FNR)¹⁷は、森林の保全及び持続可能な管理のためのコロナ景気パッケージ措置の管理業務を委託される(第1条)。また、FNRは、森林地域関連助成金に関連する行政委託業務を自らの名により公法上の形式で行うことと、連邦食料農業省の管理下にあることが規定され(第2条)、このようなFNRによる業務遂行に関する規定(第1条及び第2条)の必要性とその程度について、連邦食料農業省が連邦議会に対して2022年12月31日までに報告する義務(その後は3年ごとの報告義務)が規定される(第3条)。

5 公務員・軍人へのコロナ特別一時金支給法と学校等閉鎖時の保護者への所得補償拡大

公務員・軍人への特別一時金支給に関する法律¹⁸が、2020年12月28日に公布された。同法は、公務員及び軍人への一時金支給(階級に応じて600ユーロ¹⁹、400ユーロ又は300ユーロ、研修生には200ユーロ)を定めるもので、一部を除き、同年10月25日に遡って施行される。

同法により、感染症予防法²⁰による保護者の所得補償も拡充された。12歳未満の児童又は支援を必要とする障害児の保護者に対し、感染症予防のための保育所・学校の閉鎖時に、保育の代替手段がない場合には、遺失利益の67%の額(上限は月額2,016ユーロ)が、母親10週、父親10週の計20週(ひとり親の場合には20週)まで支給される²¹が、この規定が、企業の休業時やハイブリッド授業等にも適用されることとなった。期間を分けて受給することも可能である。これは、接触制限等の規制が再度、実施された2020年12月16日に遡って施行される。

6 刑事訴訟手続中断に関する例外規定の延長

弁護士報酬等の改定について規定する法律²²(2020年12月29日公布)によって、刑事裁判

¹⁵ Gesetz über die Durchführung von Maßnahmen aus dem Corona-Konjunkturpaket zum Erhalt und zur nachhaltigen Bewirtschaftung der Wälder vom 11. Dezember 2020 (BGBl. I S. 2880, 2881)

¹⁶ 同法は、EU 施行規則(EU) 2017/39(教育施設における児童への青果物・乳製品の配布に関するEU 学校プログラムの実施改善を目的とする)に適応するための農産物学校プログラム法第1次改正法(Erstes Gesetz zur Änderung des Landwirtschaftserzeugnisse-Schulprogrammgesetzes vom 11. Dezember 2020 (BGBl. I S. 2880). 全5か条の条項法)の第4条として制定された。同条は、修正によって追加されたものである。

¹⁷ 再生可能資源専門機関(Fachagentur Nachhaltende Rohstoffe e.V.: FNR)は、連邦食料農業省(BMEL)のプロジェクトを運営する社団法人である。1993年に、再生可能資源分野の研究、開発、実証プロジェクトの調整を目的として、連邦政府の主導で設立された。Fachagentur Nachhaltende Rohstoffe website <<https://www.fnr.de/>>

¹⁸ COVID-19 公務員俸給及び軍務俸給の受給者に対する COVID-19 パンデミックによる特別一時金支給に関する法律 Gesetz über eine einmalige Sonderzahlung aus Anlass der COVID-19-Pandemie an Besoldungs- und Wehrsoldempfänger vom 21. Dezember 2020 (BGBl. I S. 3136). 全5か条の条項法。連邦公務員俸給法の改正(第1条)、公務員恩給法の改正(第2条)、軍人恩給法の改正(第3条)、軍務俸給法の改正(第4条)、感染症予防法の改正(第4a条)、施行(第5条)を規定する。第4a条は、修正で追加されたものである。

¹⁹ 1ユーロは約122.7円(令和3年1月分報告省令レート)。

²⁰ Gesetz zur Verhütung und Bekämpfung von Infektionskrankheiten beim Menschen (Infektionsschutzgesetz - IfSG) vom 20. Juli 2000 (BGBl. I S. 1045)

²¹ 感染症予防法第56条「補償」に規定する。この規定は、第1次住民保護法(BGBl. I 2020 S. 587)による感染症予防法改正で導入された(泉前掲注(4), pp.6-7.)。さらに、コロナ税制支援法(BGBl. I 2020 S. 1385)により、受給期間の上限が従来の6週から10週に延長され(ひとり親は20週)、2020年3月30日に遡って施行された。泉眞樹子「【ドイツ】コロナ危機に対処するための税制支援に関する法律」『外国の立法』No.284-2, 2020.8, p.13. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11520846_po_02840204.pdf?contentNo=1>

²² 司法費用及び弁護士費用法の改正並びに民事訴訟・倒産手続・刑事訴訟法における COVID-19 パンデミック影響緩和法の改正のための法律(2021年費用法改正法) Gesetz zur Änderung des Justizkosten- und des Rechtsanwaltsvergütungsrechts und zur Änderung des Gesetzes zur Abmilderung der Folgen der COVID-19-Pandemie im Zivil-, Insolvenz- und Strafverfahrensrecht (Kostenrechtsänderungs-gesetz 2021 - KostRÄG 2021) vom 21. Dezember 2020 (BGBl. I S. 3229). 全13

所に対し公判手続の中断を一定期間認める例外規定²³ (2020年3月28日施行) が、2022年3月28日まで延長された。この規定は、2021年3月27日の廃止が規定されていた。

7 医療看護介護改善法におけるコロナ関連規定

2020年12月29日に公布された医療看護介護改善法²⁴ (一部を除き、2021年1月1日施行) は、2020年末までに行わなければならない法定医療保険 (社会法典第5編で規定) 及び介護保険 (社会法典第11編で規定) に関する重要な法改正を行うものである。そのうち、コロナ関連は、次のとおりである²⁵。①**歯科医師への流動性資金支援**: コロナ禍における歯科医師受診減少に対応するため、2019年に疾病金庫 (法定医療保険) が支払った歯科の保険診療償還総額の90%を疾病金庫から前払いすることが、2020年4月制定の規則²⁶で規定されている。前払いに対応する歯科診療の提供がなかった場合には、保険歯科医師会は、2021年以降、この支援金を疾病金庫に全額返済しなければならない。返済の最初の期限は2021年3月30日で、返済協定を結ぶのに必要な法的根拠を明確にするため、規則の第1条に規定された保険歯科医師のための流動性資金支援の規定が、社会法典第5編に移された。②**法定医療保険制度の財政安定化**: コロナ禍により被用者の所得が減少しているため、所得比例の保険料額も下がり、疾病金庫の収入の不足が予測される。疾病金庫の財政安定性確保のため、連邦政府は2021年に健康基金²⁷に対し50億ユーロの連邦補助金を拠出し、また、2021年の疾病金庫の財政準備金の上限額を現行の支出1か月分から月額80%へ引き下げることにより総計80億ユーロが健康基金に移される。

8 倒産手続への遡及的支援、商業テナント手続迅速化及び株主総会手続等の特別規定の延長

2020年12月30日に公布された債務整理手続の短縮について規定する法律²⁸によって、次のコロナ対策が規定される。その内容は、①コロナに関連して支払不能となったものへの支援²⁹ (2020年10月1日に遡って施行)、②商業テナント (不動産賃貸契約) へのコロナ禍の影響による状況変化に関する手続の迅速化 (2020年12月31日施行)、③パンデミック時の株主総会等への出席なしでの議決権行使等に関する規定 (2021年2月28日施行) である。

か条。コロナ禍における公判手続の中断については、修正時に追加された第11条 (民事訴訟・倒産手続・刑事訴訟におけるCOVID-19パンデミック影響緩和法 (BGBl. I 2020 S. 569) の改正) によって規定された。

²³ 刑事訴訟法第229条「中断の最長期間」第1項及び第2項の改正による。泉 前掲注(4), p.7.

²⁴ Gesetz zur Verbesserung der Gesundheitsversorgung und Pflege (Gesundheitsversorgungs- und Pflegeverbesserungsgesetz) vom 22. Dezember 2020 (BGBl. I S. 3299). 全12か条。社会法典第5編の改正 (第1条、第1a条)、病院報酬法の改正 (第2条)、病院財政法の改正 (第2a条)、病院構造基金規則の改正 (第2b条)、社会法典第11編の改正 (第3条)、COVID-19看護構造保護規則の改正 (第4条)、コロナウイルス検査規則の改正 (第4a条)、家族介護時間法の改正 (第4b条)、介護時間法の改正 (第4c条)、病院未来法の改正 (第4d条)、施行 (第5条)。

²⁵ 他の主な内容は、助産師職促進プログラム (2021年から2023年までの3年間の助産師職資金計画。非常勤助産師や助産師支援スタッフの採用と拡大支援) 策定、地域病院の加算財源の区分への小児科・青年期医療の導入、将来に向けた看護介護病棟 (入居施設) 拡充のための人員配置、看護介護における保護具の必要性手続の簡易化等。

²⁶ Verordnung zum Ausgleich COVID-19 bedingter finanzieller Belastungen der Zahnärztinnen und Zahnärzte, der Heilmittelbringer und der Einrichtungen des Müttergenesungswerks oder gleichartigen Einrichtungen sowie zur Pflegehilfsmittelversorgung (COVID-19-Versorgungsstrukturen-Schutzverordnung) vom 30. April 2020 (BAnz AT 04.05.2020 V1)

²⁷ 健康基金 (Gesundheitsfonds) は、被用者、他の社会保障機関及び疾病金庫 (法定医療保険) 被保険者からの拠出金並びに連邦政府の補助金によって形成され、各疾病金庫は被保険者への給付に必要な資金を健康基金から受ける。

²⁸ Gesetz zur weiteren Verkürzung des Restschuldbefreiungsverfahrens und zur Anpassung pandemiebedingter Vorschriften im Gesellschafts-, Genossenschafts-, Vereins- und Stiftungsrecht sowie im Miet- und Pachtrecht vom 22. Dezember 2020 (BGBl. I S. 3328). 同法は、EU指令 (Directive (EU) 2019/1023) に適合するよう、倒産手続の短縮等を規定する。全14か条。

²⁹ 従前については、泉 前掲注(4), p.7; 同「【ドイツ】コロナ禍の自治体支援のための憲法改正等及び倒産防止策延長」No.285-2, 2020.11, p.5. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11570688_po_02850202.pdf?contentNo=1>を参照。